

第9期 飲食店等に対する営業時間短縮等協力金支給要件確認書

紙申請用

下記に記載した事項については事実と相違ありません。

1. 対象施設（店舗）の情報（□は該当するものにチェックを入れてください。）

記入例

店舗名称 (店舗名又は屋号)	フリガナ ●●ショクドウ ※店舗名はできるだけ詳しく書いてください。 例：大阪食堂 大手前店 ●●食堂
対象店舗所在地	〒●●●●-●●●● 大阪府●●●●市●●●● (店舗の直通電話番号：○○-○○○○-××××)
ホームページ等の情報	<input type="checkbox"/> 情報あり () ※HPのURLなど、インターネット上の情報で、店舗内の営業実態（内観・飲食スペース等）が確認できるものについてご記入ください。 <input checked="" type="checkbox"/> 情報なし ※情報なしの場合は、「店舗の内観写真」と「店舗所在地が記載されている光熱水費の検針票・請求書・領収書のいずれかの写し」等を提出してください。（詳しくは募集要項のP18を確認してください。） 第1～第8期いずれかの協力金を申請している場合、提出は不要です
通常の営業時間	要請がなかった期間において、営業を終了することとしていた時間を選んでください。 <input checked="" type="checkbox"/> 午後9時を超える <input type="checkbox"/> 午後8時を超えて、午後9時まで ※感染防止認証ゴールドステッカー普及促進のため、第9期に限った経過措置として、通常の営業終了時間が午後8時を超えて午後9時までである感染防止認証ゴールドステッカー認証店舗についても、午後9時までに営業を終了すれば対象 ▪ 午後8時まで → 【注意】本協力金の対象外となります（申請できません）
要請期間中の閉店・開店の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 期間中に途中閉店又は途中開店していない <input type="checkbox"/> 10月23日までに閉店 閉店日 令和3年10月 日 いずれかに□ください。 <input type="checkbox"/> 10月2日以降開店した 開店日 令和3年10月 日 ※10月23日までに閉店した場合又は、10月2日以降に開店した場合、いずれかの日を記入ください。 ※「閉店」とは、翌日から営業実態がなくなることをいいます。
申請者と対象店舗の関係	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者は対象店舗を代表する運営者であり、管理運営の権限を有している。 (管理運営権限を有していない方は、対象外となります。)
業態	裏面の【対象施設(店舗)一覧表】から、該当するものの番号をご記入ください。 <番号> 「5」・「18」については、具体的な業態をご記入ください。 1
飲食店・喫茶店の営業許可証の有効期間	令和●●年●●月●●日 ~ 令和●●年●●月●●日 <input checked="" type="checkbox"/> 対象期間を含んでおり、直近の申請時から変更等がなかった。 <input type="checkbox"/> 直近の申請時から更新等により変更があった。 } ⇒許可証の添付が必要です。 <input type="checkbox"/> 初めて協力金を申請する。
飲食店・喫茶店の営業所所在地	<input checked="" type="checkbox"/> 営業所所在地が特定されている（固定店舗） <input type="checkbox"/> 営業所所在地が1か所に特定されていない（○○市内一円の露店・自動車営業許可等） } ⇒許可証の添付が必要です。
飲食店・喫茶店の営業許可証の名義	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者と同一である。 <input type="checkbox"/> 申請者と異なる。 (親族や法人名の場合も含む) } ⇒申立書の添付が必要です。

裏面つづく

【対象施設（店舗）一覧表】

対象施設（店舗）	
飲食店 ※食品衛生法における飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている飲食店 ※宅配・テイクアウトサービスは除く	1 飲食店
	2 料理店
	3 喫茶店
	4 居酒屋
	5 1～4以外のその他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設
遊興施設 ※食品衛生法における飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受け、飲食提供を行っている店舗 ※ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請対象外 ※カラオケボックスは、カラオケ設備の利用自粛の対象外。ただし、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策を徹底すること。	6 キャバレー
	7 ナイトクラブ
	8 ダンスホール
	9 スナック
	10 バー（接待や遊興を伴うもの）
	11 ダーツバー
	12 パブ
	13 サロン
	14 ホストクラブ
	15 ディスコ
	16 カラオケボックス
	17 カラオケ喫茶
	18 6～17以外のその他遊興施設
結婚式場 ※食品衛生法における飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受け、飲食提供を行っている結婚式場	19 結婚式場

2. 本協力金の支給額等に関する情報（□は該当するものにチェックを入れてください。）

支 給 額 (申 請 額)	以下の①～③のいずれかにチェックを入れ、②・③の場合は支給単価（1日当たりの支給額）を算定シートから転記してください。支給額は支給単価×対象期間（日数：最大24日間）となります。						
	<input type="checkbox"/>	①支給単価（1日当たりの支給額）一律25,000円（定額）					
	<input checked="" type="checkbox"/>	②売上高方式 ※上限75,000円 支給単価（1日当たりの支給額） <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td>5</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr></table> 円	5	0	0	0	0
	5	0	0	0	0		
<input type="checkbox"/>	③売上高減少額方式 ※上限200,000円 支給単価（1日当たりの支給額） <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr></table> 円				0	0	0
			0	0	0		
②・③を選択する場合は、参照月（10月）を含む確定申告書や帳簿、算定シートの添付が必須です。							

3. 大阪府が発行する感染防止宣言ステッカー（ブルステッカー）の導入に関する情報

※営業時間短縮協力金（第1期～第8期）のいずれかを受給又は申請中の方は記入不要ですが、新たに番号を取得した場合は再度記入ください。

ステッカー番号	対象店舗に掲示しているステッカーの番号（6ケタ）をご記入ください。						
導入時期	<input type="checkbox"/> ①導入期限（対象期間の始期又は開店日）までに導入できた。 <input type="checkbox"/> ②導入期限（対象期間の始期又は開店日）までに導入できなかった。						
やむを得ない理由	<input checked="" type="checkbox"/> ②「ステッカー導入期限（対象期間の始期又は開店日）までに導入できなかった。」を選んだ場合、下記に理由を記載してください。 例) ステッカーを登録するだけでよく、掲示が必要だと認識していなかったため。 ()						

4. 大阪府が発行する感染防止認証ゴールドステッカー認証に関する情報（認証店舗のみ記入）

ステッカー番号	対象店舗に掲示しているステッカーの番号（6ケタ）をご記入ください。	1	2	3	4	5	6
導入時期	<input checked="" type="checkbox"/> ①令和3年10月1日までに認証取得済み。 <input type="checkbox"/> ②令和3年10月2日から令和3年10月24日までに認証を取得。						

次ページつづく

5. 要請を遵守した内容（該当する口にチェックを入れてください。）

(1) 感染拡大予防ガイドラインについて

対象期間中、全てにおいてガイドラインを遵守した。

(2) 要請遵守の確認について

対象期間中、以下の要請内容を確認し、遵守した（一部休業した場合を含む）。

対象期間中、全て休業した。

【要請内容】

	A. 感染防止宣言ステッカー（ブルーステッカー）導入店舗	B. 感染防止認証ゴールドステッカー認証店舗
営業時間	通常、午後8時を超えて営業する店舗が、午後8時までに営業を短縮（休業を含む）。	通常、午後9時を超えて営業する店舗が、午後9時までに営業を短縮（休業を含む）。 なお、感染防止認証ゴールドステッカー普及促進のため、第9期に限った経過措置として、通常の営業終了時間が午後8時を超え午後9時までである店舗についても、午後9時までに営業を終了すれば対象。
酒類の提供 (利用者による店内持込みを含む)	自粛	午前11時から午後8時半まで
人数制限	同一グループ・同一テーブル原則4人以内（同居家族の場合は除く。）	
カラオケ設備の利用	自粛	

※要請期間中に、感染防止認証ゴールドステッカーの認証を取得した店舗については、取得前はAの、取得後はBの要請内容を遵守すること。

誓約・同意書

紙申請用

私は「第9期 飲食店等に対する営業時間短縮等協力金」の支給を申請するにあたり、下記のすべての内容について、誓約・同意いたします。

記

個人事業主

記入例

1 誓約事項

1	支給要件を全て満たします。
2	申請者は対象店舗を代表する運営者であり、管理運営の権限を有しています。
3	代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、大阪府暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等及び同条第4号に規定する暴力団密接関係者には、該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者が経営に事実上参画していません。

2 同意事項

1	申請店舗名称（店舗名又は屋号）・所在地（市町村及び行政区名まで）の公表に応じます。
2	申請内容に支給要件に該当しない事実や不正等が判明した場合は、本協力金全額の返還と違約金及び返還に要する費用の支払いに応じます。
3	大阪府から店舗の活動状況に関する調査、報告又は是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。また、申請内容に疑義があった場合に、大阪府が申請店舗の関係者に対して本申請の内容について調査することに同意します。
4	本協力金の審査・支給に関する事務に限り、申請で提出した営業に必要な許可等の申請書類について、所管官庁等への申請情報等と照合することに同意します。
5	本協力金の審査・支給に関する事務に限り、申請で入力及び提出したステッカーの内容について、大阪府が発行する感染防止宣言ステッカー（ブルーステッカー）と感染防止認証ゴールドステッカーの登録情報と照合することに同意します。
6	支給又は不支給に関する情報並びに申請書類に記載した情報について、税務情報として使用することがあるほか、国・市町村等他の行政機関から求めがあった場合は、税務情報として提供することについて同意します。
7	支給又は不支給に関する情報並びに申請書類に記載した情報について、大阪府の他の協力金等の事業（協力金、支援金その他申請者の事業継続に資するものに限る。）における審査、支給等の事務のために使用することがあるほか、国・市町村等他の行政機関から求めがあった場合にも、当該行政機関の実施する同趣旨の協力金等における審査・支給等の事務のために提供することについて同意します。
8	申請書類に記載した情報を、大阪府暴力団排除条例第26条に基づき、大阪府警察本部に提供することに同意します。
9	個人情報の取扱いに関して、本協力金の審査・支給に関する事務に限り、大阪府が事務の一部を委託する事業者を提供することに同意します。
10	申請内容に関する振込口座の記入間違い等、軽微な誤りについては、大阪府（事務を委託する事業者を含む）が補正することに同意します。
11	申請内容の不備等が、大阪府が指定する期限までに解消されなかったときは、大阪府が当該申請は取り下げられたものとみなすことについて同意します。
12	支給決定後、申請等の不備による振込不能等があり、申請者の責に帰すべき事由により、大阪府が指定する期限までに当該不備を解消できないときは、申請者は本協力金の支給を受けることを辞退したものとみなし、当該支給決定を取り消すことに同意します。
13	【要請期間中に開店した申請者の場合のみ】 開店日から2ヶ月以内に店舗としての実績を証する書類を提出せず、大阪府が指定する期限までになお提出しなかったときは、大阪府が当該申請は取り下げられたものとみなすことについて同意します。

誓約日

令和3年●月●日

※ 誓約日は実際に記入した日付を必ず記載ください。

大阪府知事 様

自宅住所（様式1の申請者の情報の個人事業主の住所と同じ）を記入ください

本店所在地

(個人事業主の住所)

大阪府●●●●市△△—○

事業者名

(法人名又は屋号)

○×屋 △口店

代表者名

(個人事業主の氏名)

大阪 太郎

屋号（様式1の申請者の情報の事業者名と同じ）を記入ください

申請者（個人事業主）のフルネームを記入ください

※ 法人の代表者又は個人事業主が自署してください。